

## 公安委員会が実施する情報公開に関する事務取扱要領（例規甲）

平成17年12月16日

兵警広例規甲第25号本部長

公安委員会が実施する情報公開に関する事務取扱要領を下記のように定め、平成18年1月1日から実施する。

### 記

#### 第1 趣旨

この要領は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）及び情報公開条例施行規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）に基づき、公安委員会が実施する情報公開に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 公文書 条例第1条第4項に規定する公文書をいう。
- (2) 公開請求 公安委員会に対する公文書の公開の請求をいう。
- (3) 請求者 公開請求をしたものをいう。
- (4) 対象文書 公開請求に係る公文書をいう。
- (5) 非公開情報 条例第6条各号のいずれかに該当する情報をいう。
- (6) 公開決定 対象文書の全部又は一部を公開する旨の決定をいう。
- (7) 非公開決定 対象文書の全部を公開しない旨の決定をいう。
- (8) 公開決定等 公開決定及び非公開決定をいう。
- (9) 第三者 対象文書にその情報が記録されている国、地方公共団体及び請求者以外のものをいう。
- (10) 主管課 対象文書を保有し、又は保有していると認める所属をいう。
- (11) 所管課 公開決定等又は公開請求に係る不作為に関する公文書に記録されている情報に係る事務を所管する警察本部の所属をいう。

#### 第3 請求書の受領等

- 1 総務部県民広報課長（以下「県民広報課長」という。）及び警察署長は、条例第5条第1項の規定により公文書公開請求書（規則様式第1号。以下「請求書」という。）の提出があったときは、これを受領するものとする。
- 2 警察署長は、前記1の規定により請求書を受領したときは、直ちに県民広報課長に送付（総務部県民広報課（以下「県民広報課」という。）情報センター経由。以下同じ。）をするものとする。
- 3 県民広報課長は、前記1の規定により請求書を受領したとき、又は前記2の規定により警察署長から請求書の送付を受けたときは、直ちに当該請求書を総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に送付（総務部総務課（以下「総務課」という。）公安委員会補佐室経由。以下同じ。）をするものとする。

#### 第4 他の実施機関への事案の移送

- 1 総務課長は、前記第3の3の規定により県民広報課長から請求書の送付を受けた場合において、条例第13条第1項の規定による事案の移送が適当であると認めるときは、事案の移送の必要性について、直ちに県民広報課長と協議（県民広報課情報センター経由。以下同じ。）をするものとする。
- 2 総務課長は、前記1の規定による協議の結果、他の実施機関に事案を移送しようとするときは、県民広報課長とともに、速やかに当該他の実施機関と協議するものとする。
- 3 前記2の場合において、総務課長は、県民広報課長を経由して、事案の移送に関する意見照会書（様式第1号）に事案の移送に関する意見書（様式第2号）を添えて、請求者の意見を聴かなければならない。
- 4 総務課長は、前記2の規定による協議の結果、事案の移送を決定したときは、県民広報課長を経由して、速やかに、事案移送書（様式第3号）により当該他の実施機関に事案を移送するとともに、事

案移送通知書（規則様式第7号）により請求者に通知するものとする。

#### 第5 他の実施機関からの事案の移送

- 1 県民広報課長は、他の実施機関から公安委員会に対する事案の移送に係る協議の申入れがあったときは、直ちに総務課長に通知（総務課公安委員会補佐室経由）をするものとする。
- 2 総務課長は、前記1の規定による通知を受けたときは、県民広報課長とともに、速やかに当該他の実施機関と協議するものとする。
- 3 総務課長は、前記2の規定による協議の結果、事案の移送を決定したときは、当該他の実施機関から事案の移送を受けるものとする。

#### 第6 補正の要求

総務課長は、前記第3の3の規定により県民広報課長から送付を受けた請求書（前記第4の規定により他の実施機関に移送する事案に係る請求書を除く。）又は前記第5の3の規定により他の実施機関から移送を受けた事案に係る請求書について条例第5条第3項の補正が必要であると認めるときは、県民広報課長を経由して、速やかに請求者に補正の参考となる情報を提供し、補正を求めるものとする。

#### 第7 公開決定等の検討

総務課長は、請求書を受理したときは、直ちに対象文書を特定し、非公開情報の有無等について、検討するものとする。この場合において、総務課長は、県民広報課長と協議をするものとする。

#### 第8 公開決定等の期間の延長等

- 1 総務課長は、前記第7の規定による検討の結果、条例第11条第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことが困難であると認めるときは、関係資料を添えて、次に掲げるいずれかの措置を速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。
  - (1) 条例第11条第2項の規定による公開決定等の期間の延長
  - (2) 条例第12条第1項の規定による公開決定等の期限の特例の適用
- 2 総務課長は、前記1の規定による上申をした場合において、公安委員会が公開決定等の期間の延長を決定したときは公開決定等期間延長通知書（規則様式第5号）により、公開決定等の期限の特例の適用を決定したときは公開決定等期間特例延長通知書（規則様式第6号）により、県民広報課長を経由して、速やかに請求者に通知するものとする。

#### 第9 第三者への意見照会

- 1 総務課長は、前記第7の規定による検討の結果、条例第14条第1項の規定により意見書を提出する機会を与えるときは、県民広報課長を経由して、規則第8条第1項の事項を第三者に通知するものとする。
- 2 総務課長は、前記第7の規定による検討の結果、条例第14条第2項の規定により意見書を提出する機会を与えるときは、公文書の公開決定に係る意見照会書（規則様式第8号）により、県民広報課長を経由して、第三者に通知するものとする。
- 3 総務課長は、前記1及び2の規定により第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、公開決定に対する意見書（様式第4号）により行うものとする。

#### 第10 公開決定等

- 1 総務課長は、前記第7の規定による検討の結果、公開決定等が可能であると認めるときは、関係資料を添えて、直ちに本部長に上申するものとする。
- 2 総務課長は、前記1の規定による上申をした場合において、公安委員会が公開決定等をしたときは、当該決定の内容に応じて、公文書公開決定通知書（規則様式第2号）、公文書部分公開決定通知書（規則様式第3号）又は公文書非公開決定通知書（規則様式第4号）（以下「決定通知書」と総称する。）により、県民広報課長を経由して、直ちに請求者に通知するものとする。この場合において、当該公開決定等が公開決定であるときは、公文書公開決定通知書又は公文書部分公開決定通知書に公開方法等申出書（規則様式第10号）を添えるものとする。
- 3 総務課長は、前記2の規定により公安委員会が公開決定をした場合において、当該公開決定が公文書の公開に反対の意思を表示した意見書が提出されたものに対する公開決定であるときは、当該公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置くとともに、公開決定に係る通知書（規

則様式第9号)により、県民広報課長を経由して、直ちに意見書を提出した第三者に通知するものとする。

#### 第11 公開の実施

- 1 県民広報課長は、公安委員会が公開決定をしたときは、当該対象文書について、公開を実施するものとする。この場合において、県民広報課長は、総務課長に公開への立会いを求めることができる。
- 2 県民広報課長は、前記1の規定により公開を実施する場合において、当該公開の実施が公文書の写しの交付により公開の実施を受けようとする請求者に対するものであるときは、事前に規則第14条に規定する写し又は複製物の作成又は送付に要する費用の納付を受けるものとする。
- 3 県民広報課長は、前記1及び2の規定にかかわらず、当該公開の実施に係る事務を警察署長に依頼することができる。

#### 第12 審査請求に対する措置

- 1 公安委員会及び本部長の公開決定等に対する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下本項において「法」という。）に基づく審査請求があった場合においては、兵庫県公安委員会における行政不服審査の手續に関する規則（平成28年兵庫県公安委員会規則第6号。以下「審査規則」という。）第3条の本部長が指定する職員は、県民広報課長とする。この場合において、県民広報課長は、指定する職員に法第9条第4項の事務を行わせることができる。
- 2 県民広報課長は、執行停止（処分の効力、処分の執行又は手續の続行の全部又は一部の停止その他の措置をいう。以下同じ。）の申立てがあったとき、又は必要があると認めるときは、執行停止をするかどうかの決定について、速やかに、審査庁（法第9条の審査庁をいう。以下同じ。）に上申するものとする。
- 3 県民広報課長は、審査請求を受け付けたときは、審査請求書の副本を所管課長（所管課の長をいう。以下同じ。）及び主管課長（主管課の長（所管課長を除く。）をいう。以下同じ。）に送付するものとする。この場合において、県民広報課長は、当該審査請求が条例第17条第1項各号に掲げるもののいずれにも該当しないときは、提出期限として相当な期間を指定して、所管課長に弁明書の提出を求めるものとする。
- 4 所管課長は、前記3後段の規定による求めがあったときは、期限内に弁明書の案を起案し、処分庁等（法第4条第1号の処分庁等をいう。以下同じ。）の決裁を受けた上で、所要の通数の弁明書を県民広報課長に送付するものとする。
- 5 県民広報課長は、前記4の送付を受けたときは、速やかに弁明書の副本を審査請求人及び参加人に送付するものとする。
- 6 県民広報課長は、前記4の送付を受けたときは、条例第17条の諮問について、遅滞なく、審査庁に上申するものとする。
- 7 条例第17条の諮問は、諮問書（様式第5号）により、行うものとする。
- 8 条例第20条第1項の規定による公文書の提示、同条第2項の規定による資料の提出、同条第4項の規定による意見書又は資料の提出（以下「資料の提出等」という。）は、県民広報課長が行うものとする。
- 9 条例第20条第4項の規定による事実の陳述又は鑑定（以下「鑑定等」という。）は、県民広報課長が行うものとする。この場合において、県民広報課長は、指定する職員に鑑定等を行わせることができる。
- 10 県民広報課長は、前記8の資料の提出等及び前記9の鑑定等について、所管課長及び主管課長又はその他の関係所属長（以下「関係所属長等」という。）に必要な協力を求めることができる。この場合において、関係所属長等は、指定する職員に鑑定等を行わせることができる。
- 11 条例第21条第1項の規定による意見の陳述の申立ては、県民広報課長が行うものとする。
- 12 前記11の申立てにより、審議会（附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する情報公開・個人情報保護審議会をいう。以下同じ。）が意見の陳述の機会を与えたときは、当該意見の陳述は、県民広報課長が行うものとする。この場合において、県民広報課長は、指定する職員に当該意見の陳述を行わせることができる。

- 13 県民広報課長は、前記12の意見の陳述について、関係所属長等に必要な協力を求めることができる。この場合において、関係所属長等は、指定する職員に当該意見の陳述を行わせることができる。
- 14 条例第24条第1項の規定による意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、これらに準ずる行為として実施機関の規則で定める行為）（以下「閲覧等」という。）の求めは、県民広報課長が行うものとする。この場合において、審議会が閲覧等について、その日時又は場所を指定したときは、県民広報課長は、指定する職員に当該閲覧等を行わせることができる。
- 15 審議会の答申は、県民広報課長が受け付けるものとする。
- 16 県民広報課長は、審査請求が条例第17条第1項各号に掲げるもののいずれかに該当するとき、又は審議会の答申を受け付けたときは、速やかに裁決書の案を起案し、審査庁に上申するものとする。
- 17 法第51条第2項及び第3項の送達並びに第4項の送付は、県民広報課長が行うものとする。
- 18 審査手続を行う者の指定、審査請求書又は審査請求録取書の受付事務、審査請求に必要な情報の提供、執行停止、弁明書の提出及び裁決に関しては、行政不服審査に関する事務取扱要領（平成28年兵警監例規甲第13号）第3本文、第4の2及び3、第6、第8及び第14の規定は適用しないものとし、行政不服審査に関する事務取扱要領の他の規定の適用については、次表の左欄に掲げる行政不服審査に関する事務取扱要領の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第3ただし書	訟務官	県民広報課長
第4の1	規則	審査規則
	所管課長	県民広報課長
第5	所管課長	県民広報課長
第7の1	審理官	県民広報課長
第7の2	審理官	県民広報課長
	規則	審査規則
第9の1	審理官	県民広報課長
第9の2	規則	審査規則
	所管課長とする。	所管課長又は主管課長とする。この場合において、所管課長又は主管課長は、指定する職員に口頭意見陳述を行わせることができる。
第9の3	審理官	県民広報課長
第10の1	規則	審査規則
	所管課長	県民広報課長
第10の2	証拠書類等の提出を受けた所管課長	県民広報課長は、証拠書類等の提出を受けた場合
	作成し、必要な事項を記載した上、当該証拠書類等取扱書に証拠書類等を添えて審理官に引き継ぐものとする。	作成するものとする。
第11、第12の1及び2並びに第13	審理官	県民広報課長
第15	審理官	県民広報課長
	規則	審査規則



事案の移送に関する意見照会書

兵 公 委 発 第 号  
年 月 日

様

兵庫県公安委員会 印

年 月 日付けの公開請求について、次のとおり事案を移送することに対して、あなたは、情報公開条例第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、意見書を提出することができます。

意見書を提出される場合は、事案の移送に関する意見書（様式第2号）により、事案を移送することに対する意見を具体的に記入の上、年 月 日までに提出してください。

公文書の件名又は内容		
移 送 す る 理 由		
移送元の実施機関の 主管課等		
移 送 先	実施機関等名	
	事務担当課等	
備 考		

- 注 1 本件公開請求については、移送先の実施機関等において公開決定又は非公開決定をすることとなりますが、移送が決定するまでは、不明な点は、移送元の実施機関の主管課等にお問い合わせください。
- 2 意見書は、移送元の実施機関の主管課等に提出してください。

事案の移送に関する意見書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住所又は居所

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）

連絡先（電話番号）（ ） - 番

年 月 日付で照会のあつたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

公開請求に係る公文書の件名又は内容	
意見	(1) 事案の移送に関する反対の意思の有無（有・無） (2) 反対する理由

注 「意見」欄は、反対の意思の有無について該当するものを○印で囲んでください。  
なお、有を○印で囲んだ場合には、反対する理由を具体的に記載してください。

事案移送書

兵 公 委 発 第      号  
年   月   日

様

兵庫県公安委員会      印

次の公開請求について、情報公開条例第13条第1項の規定により移送します。

公開請求年月日	年 月 日
公文書の件名又は内容	
移送理由等	
主管課等	電話（      ）      番
備考	



公開決定に対する意見書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住所又は居所

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）

連絡先（電話番号）（ ） ー 番

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり意見を申し述べます。


公開請求に係る公文書 の件名又は内容	
意見	公開決定に対する反対の意思の有無（有・無）  (1) 反対する部分  (2) 反対する理由

注 「意見」欄は、反対の意思の有無について該当するものを○印で囲んでください。  
なお、有を○印で囲んだ場合には、反対する部分及び反対する理由を具体的に記載してください。

様式第5号（第12の3関係）

兵公委発第 号  
年 月 日

情報公開・個人情報保護審議会 様

兵庫県公安委員会 

公文書の公開決定等に係る審査請求に対する決定について（諮問）

審査請求人 から別添審査請求書（写し）のとおり審査請求があり、  
次の公文書の公開決定等に係る審査請求に対する決定を行いたいので、情報公  
開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第17条の規定により諮問します。

公文書名